

## 第7回八女市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年7月6日(火)午後2時00分から午後2時50分

2. 開催場所 おりなす八女 小ホール

3. 出席農業委員(23名)

1番	月足 靖彦	2番	鵜木 敏通	3番	松尾 健一
4番	牛島 徹也	5番	小川 哲郎	6番	角 秀次
7番	馬場 康浩	8番	大坪知美子	9番	中島 秀徳
10番	仁田原一太	11番	稲葉 初男	12番	入江 保生
13番	高山 和典	14番	今村 嗣範	15番	増永 勝広
16番	古賀 則夫	17番	江崎 潔	18番	中村 善徳
19番	茅島 澄雄	20番	中村 輝義	21番	田村 一彦
22番	三宅 覚	23番	池尻 律芳		

4. 出席最適化推進委員(14名)

2番	橋爪寿賀夫	9番	末石 敏和
11番	牧口 武	16番	延 和洋
21番	一ノ瀬健次	23番	加藤 龍一
31番	水本 敏明	34番	森 義則
37番	平 和宣	41番	栗原 英喜
		44番	末崎 博利

5. 欠席最適化推進委員(1名)

7番 隈本 俊光

6. 議事日程

第1 会議の成立

第2 議事録署名委員の指名

第3 議案の上程

第4 議案の審議

報告第12号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について

議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請書の処理について

議案第32号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定  
の処理について

報告第13号 農地法施行規則第29条の規定による報告について

報告第14号 農地法施行規則第53条の規定による報告について

議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請書の処理について

議案第34号 八女市空き家に付属した農地の指定について

7. 農業委員会事務局職員

局長 松藤 洋治 次長 平島 聡 書記 樋口 昌伸 黒木支所 渡部  
真弓 立花支所 大久保 南那瀬 上陽支所 松尾 誠 星野支所 近藤  
理和 矢部支所 城 豪志

8. 会議の概要（発言の内容については、その要旨を記載しており、個人情報に関係すると思われる部分等については削除しています。）

議長

みなさまこんにちは。今月7月3日には、静岡県熱海市で大規模な土石流が発生しまして、多数の方の安否が確認できていないというようなことが発生しております。ちなみに九州管内では、昨年の熊本、朝倉、そして九州北部豪雨と、私たちの近くでも集中豪雨と土石流に対しましては細心の注意を払わなければならないような状況でございますので、皆様方も十分そういった注意喚起をお願いしたいと思います。それでは本日は、令和3年第7回農業委員会総会を開催いたしましたところ、委員各位には大変お忙しい中にご参集くださいまして誠にありがとうございました。ただ今より、農業委員会総会を開会いたします。

（議長着席）

議長

日程 第1・会議の成立

只今の出席委員の数は農業委員23名、

農地利用最適化推進委員14名であります。

会議規則第6条の規定により、本日の会議は成立いたしました。

議長

日程 第2・議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、6番角秀次委員、7番馬場康浩委員を本日の会議の議事録署名委員に指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議 長	<p>異議がありませんので、そのように決定いたしました。</p> <p>日程 第3・議案の上程を行います。</p> <p>事務局より案件の朗読をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">( 案件朗読 )</p>
議 長	<p>事務局朗読のとおり、報告3件・議案4件を一括議題といたします。</p> <p>1ページをお願いします。</p>
議 長	<p>報告第12号、農地法第18条第6項の規定による通知の報告について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。農地法第18条第6項の規定による通知の報告につきましては13件です。解約のあった土地23筆のうち、田13筆、畑10筆、合計面積36,639㎡です。それぞれ、合意解約で離作措置条件等はありません。添付書類も含め完備しておりましたので、会長専決により書類を受理いたしました。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。本案件は農業委員会に報告するものでありますので、質疑にとどめ審議を終わります。</p> <p>6ページをお願いします。</p>
議 長	<p>議案第31号、農地法第3条の規定による許可申請書の処理について、番号1番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1番についてご説明いたします。(議案書朗読)譲渡人の経営縮小と譲受人の経営拡大ということでの所有権移転売買の申請です。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p>

	( 異議なしの声あり )
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>続いて番号2番と次の番号3番は新規営農及び下限面積関連のため一括して審議いたします。それでは事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>2番についてご説明いたします。(議案書朗読)譲渡人の経営縮小と譲受人の新規営農ということでの所有権移転売買の申請です。</p> <p>続きまして3番についてご説明いたします。(議案書朗読)譲渡人の経営縮小と譲受人の新規営農ということでの所有権移転売買の申請です。</p> <p>2番と3番の農地を合計すると4,355㎡で、下限面積を満たすことをご報告いたします。</p> <p>譲受人についてご説明いたします。譲受人はJAの就農支援センターにて1年間研修生として農業や経営に関する技術・知識を学ばれ、今回農地を取得され苺の栽培を予定されております。出荷先はJAと直売所を予定されているとのことでございます。以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p>
	( 異議なしの声あり )
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>続いて番号4番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。(議案書朗読)譲渡人の経営縮小と譲受人の経営拡大ということでの所有権移転売買の申請です。</p> <p>農地の権利移動につきましては、不許可の例外規定としまして農地法施行令第2条第1項ハの規定により、「教育・医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人が、その権利を取得しようとする農地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合は、農地の取得ができる」とされております。今回の農地の取得につきましては、施設の利用者が就農や実習等の為の農場</p>

事務局	として利用されるとのことです。また、定款・謄本等において利用者が自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを法人の目的としてあり、業務の運営に必要と認められますので、不許可の例外として農地の取得が可能でございます。以上でございます。
議長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。  ( 異議なしの声あり )
議長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号5番を事務局より説明をお願いします。
事務局	5番について説明いたします。(議案書朗読) 譲渡人の経営縮小と譲受人の経営拡大ということでの所有権移転売買の申請です。以上でございます。
議長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。  ( 異議なしの声あり )
議長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号6番を事務局より説明をお願いします。
事務局	6番について説明いたします。(議案書朗読) 譲渡人の経営縮小と譲受人の経営拡大ということでの所有権移転売買の申請です。以上でございます。
議長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。

	( 異議なしの声あり )
議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号7番を事務局より説明をお願いします。
事務局	7番について説明いたします。(議案書朗読)譲渡人の経営縮小と譲受人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。以上です。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。
	( 異議なしの声あり )
議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号8番を事務局より説明をお願いします。
事務局	8番について説明いたします。(議案書朗読)譲渡人の経営縮小と譲受人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。以上です。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。
	( 異議なしの声あり )
議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号9番は12ページの番号21番と新規営農及び下限面積関連のため一括して審議いたします。それでは事務局より説明をお願いします。
事務局	まず9番について説明いたします。(議案書朗読)譲渡人の農業廃止と譲受人の新規営農による所有権移転売買の申請です。 続けて12ページ21番についてご説明いたします。(議案書朗読)

事務局	<p>貸人と借人が5年間の使用貸借権を設定される申請です。</p> <p>譲受人は現在造園業を営んでおられますが、以前より農業にご興味があり、奥様のご実家が上陽町で農業を営んでおられますので、これまで農作業の手伝いをされてこられました。今回譲り受けた農地で、ご自身でブドウの作付を予定されており、また借りた農地で茶の栽培をされる予定で、知人や奥様のご実家より指導を受けながら営農されます。出荷先はJA等を予定されておられます。</p> <p>9番及び21番の合計面積が4,089㎡であり、下限面積については問題ありません。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">( 異議なしの声あり )</p>
議長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>続いて番号10番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。(議案書朗読)譲渡人の経営縮小、譲受人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。以上でございます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">( 異議なしの声あり )</p>
議長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>続いて番号11番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>11番についてご説明いたします。(議案書朗読)譲渡人の経営縮小、譲受人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。以上でございます。</p>

議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">( 異議なしの声あり )</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号12番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号12番についてご説明をいたします。(議案書朗読)譲渡人の農業廃止と譲受人の経営拡大ということでの所有権移転売買の申請です。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">( 異議なしの声あり )</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号13番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>13番について説明いたします。(議案書朗読)譲渡人の経営縮小と譲受人の経営拡大ということでの所有権移転売買の申請です。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">( 異議なしの声あり )</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号14番を事務局より説明をお願いします。</p>



事務局	14番について説明いたします。（議案書朗読）譲渡人の経営縮小と譲受人の経営拡大ということでの所有権移転売買の申請です。以上でございます。
議長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。  ( 異議なしの声あり )
議長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号15番を事務局より説明をお願いします。
事務局	15番について説明いたします。（議案書朗読）譲渡人の農業廃止と譲受人の経営拡大ということでの所有権移転売買の申請です。以上でございます。
議長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。  ( 異議なしの声あり )
議長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号16番を事務局より説明をお願いします。
事務局	16番についてご説明いたします。（議案書朗読）譲渡人の経営縮小と譲受人の経営拡大ということでの所有権移転贈与の申請でございます。以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。  ( 異議なしの声あり )

議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号17番を事務局より説明をお願いします。
事務局	17番についてご説明いたします。（議案書朗読）譲渡人の親族への贈与と譲受人の親族から受贈ということでの所有権移転贈与の申請です。以上でございます。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。  ( 異議なしの声あり )
議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号18番を事務局より説明をお願いします。
事務局	18番について説明いたします。（議案書朗読）これらの農地は譲渡人が持分3分の1、譲受人が持分3分の2を所有する共有地です。今回譲渡人の経営縮小ということで、持分すべてを譲受人へ贈与される申請となっております。以上です。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。  ( 異議なしの声あり )
議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号19番を事務局より説明をお願いします。
事務局	19番について説明いたします。（議案書朗読）譲渡人の親族への贈与と譲受人の親族から受贈ということでの所有権移転贈与の申請です。以上です。

議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>( 異議なしの声あり )</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号20番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>20番についてご説明いたします。(議案書朗読)譲渡人から譲受人へ、親から子への所有権移転贈与の申請です。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>( 異議なしの声あり )</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 次の番号21番は先程審議済みであります。 続いて番号22番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>22番についてご説明いたします。(議案書朗読)譲渡人から譲受人へ、親から子への使用貸借権再設定10年の申請です。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>( 異議なしの声あり )</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p>
議 長	<p>続いて議案第32号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地</p>

	<p>利用集積計画の決定の処理について、番号1番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。本案件は八女市農用地利用集積計画について八女市長から本委員会に対し、決定を求められているものでございます。今回は所有権移転の案件が1件ございます。</p> <p>番号1番、（議案書朗読）譲渡人より譲受人へ売買により所有権移転されるものです。以上でございます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p>
議長	<p>続いて報告第13号 農地法施行規則第29条の規定による報告について、番号1番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1番についてご説明いたします。申請地の場所は立花町北山の大倉谷公民館の東側に隣接する農地になります。（議案書朗読）この土地のうち194㎡を農業用倉庫用地として利用されます。隣接する農地の同意もとれております。以上でございます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。本案件は農業委員会に報告するものでありますので、質疑にとどめ審議を終わります。</p> <p>16ページをお願いします。</p>
議長	<p>報告第14号 農地法施行規則第53条の規定による報告について、番号1番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1番についてご説明いたします。申請地は立花町白木にあるJAの低温貯蔵庫の20m程北側にある農地です。（議案書朗読）この土地</p>

事務局	<p>のうち2. 25㎡を携帯電話基地局用地として利用されるもので、隣接農地の同意もとれております。以上でございます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。本案件は農業委員会に報告するものでありますので、質疑にとどめ審議を終わります。</p> <p>続いて番号2番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>2番についてご説明いたします。申請地は立花町北山にある北山コミュニティセンターの南側に隣接する農地です。（議案書朗読）この土地のうち10㎡を携帯電話基地局用地として利用されるもので、隣接農地の同意もとれております。以上でございます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。本案件は農業委員会に報告するものでありますので、質疑にとどめ審議を終わります。</p>
議長	<p>続いて議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請書の処理について、番号1番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>1番についてご説明いたします。申請地は八女市稲富にあります福岡八女農業協同組合稲富集会所より西へ50m程進んだ農地になります。農地の区分は都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められた農地であり、第3種農地と判断します。（議案書朗読）この土地を譲受人が譲渡人から譲り受けられまして、宅地分譲用地12区画として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。</p> <p>6月25日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水については下水道で処理され、雨水は通路側溝等で水路へ排水される計画です。特段問題はないと確認しております。以上でございます。</p>
議長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p>

議 長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>( 異議なしの声あり )</p>
議 長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号2番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>2番についてご説明いたします。申請地は八女市吉田にあります長峰小学校より南東へ500m程進んだ農地になります。農地の区分は概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可であります。住宅、その他の申請に係る周辺の地域において、居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えております。(議案書朗読)この土地を譲受人が譲渡人から譲り受けられまして、専用住宅用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意は申請者の農地が隣接しておりますので必要ありません。水利の承諾はとれております。</p> <p>6月25日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は合併浄化槽で処理され東側水路へ、雨水も同様の計画です。特段問題はないと確認しております。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p>( 異議なしの声あり )</p>
議 長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号3番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>

事務局	<p>3番についてご説明いたします。申請地は八女市吉田にあります国道3号線吉田交差点より北へ150m程進んだ農地になります。農地の区分は市街地等で宅地化の状況が一定程度に達している区域内にある農地であって、第3種農地と判断します。（議案書朗読）この土地を譲受人が譲渡人から譲り受けられまして、戸建住宅用地7区画及び共同住宅用地1棟3戸として利用するための申請です。隣接する農地はありません。水利の承諾はあります。</p> <p>6月25日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は合併浄化槽で処理され、雨水は南側及び西側の側溝に排水される計画です。特段問題はないと確認しております。以上でございます。</p>
議長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号4番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。申請地は八女市井延にありますセブンイレブン八女井延店より国道442号線を西へ100m程進んだ農地になります。農地の区分は第3種農地と判断します。内容は3番と同じです。（議案書朗読）この土地を譲受人が譲渡人から賃貸借で、事務所及び資材置場用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。</p> <p>6月25日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は発生しません。トイレは汲み取りで処理され、雨水は自然流下で南側側溝及び北側溜枡より水路へ排水されます。特段問題はないと確認しております。以上でございます。</p>
議長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。</p>

議 長	<p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議 長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号5番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>5番について説明させていただきます。申請地は八女市本にありますミニストップ八女本店より久留米立花線を南方向へ50m程進んだ農地になります。農地の区分は第1種農地と判断します。内容は2番と同じです。（議案書朗読）この土地を譲受人が譲渡人から譲り受けられまして、専用住宅用地として利用するための申請です。隣接する農地は申請人の農地であり、同意は不要です。水利の承諾はとれています。</p> <p>6月25日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は合併浄化槽で処理され、雨水と同じように南側にある水路へ排水される計画です。特段問題はないと確認しております。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議 長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号6番と次の番号7番は同一案件ですので一括して審議いたします。それでは事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。申請地は立花町上辺春のJAの低温貯蔵庫の100m程東に位置する農地になります。農地の区分は、農用地区域内</p>



事務局	<p>にある農地以外の農地であって、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地であり、第2種農地と判断いたします。（議案書朗読）こちらの土地を譲受人が譲渡人から譲り受け、農業用倉庫用地として利用するための申請です。</p> <p>続きまして番号7番についてご説明いたします。（議案書朗読）こちらの土地を借人が父である貸人から使用貸借されて、農業用倉庫用地として利用するための申請でございます。2筆とも隣接農地の同意と水利の承諾はとれております。</p> <p>6月25日に現地確認を行った結果、生活雑排水は発生せず、雨水は北側にある水路へ排水される計画で、特段問題ないと確認しております。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号8番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>番号8番についてご説明いたします。申請地は立花町北山の松崎食品より大倉谷集落方面へ東に800m程進んだ農地になります。農地の区分は第2種農地と判断いたします。内容は6番と同じです。（議案書朗読）こちらの土地を借人が父である貸人から使用貸借され、専用住宅用地として利用するための申請です。隣接する農地は申請者の農地のみであり、水利の承諾はとれております。</p> <p>6月25日に現地確認を行った結果、生活雑排水は合併浄化槽で処理され、また雨水は北側にある溜枡を通して水路へ排水される計画です。特段問題ないことを確認しております。ご審議のほどをよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。</p>

議 長	<p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">( 異議なしの声あり )</p>
議 長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 20ページをお願いします。</p>
議 長	<p>議案第34号 八女市空き家に付属した農地の指定について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>説明いたします。今回空き家に付属した農地指定申請書が提出されましたので、その指定についてご審議いただくものです。申請地の場所は黒木町今地区にあります駅跡イベント広場から約100m東にあります農地になります。(議案書朗読)申請に係る空き家は空き家バンクに登録されており、なおかつ空き家に付属している農地であることを確認しております。登録物件番号は124番です。</p> <p>6月28日に現地調査を行いましたところ、現在耕作するものはなく、今後空き家と同時に農地の取得が見込まれないとさらに遊休化のおそれがあると思われまます。</p> <p>この後の流れといたしましては、この総会で指定に関する決定がなされましたらこの農地は下限面積1aとなり、空き家を購入される方に限り、5年間の耕作を条件として特例でこの農地の取得が認められます。以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">( 異議なしの声あり )</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p>

議 長	<p>以上で議案の審議は全部終了いたしました。</p> <p>これをもって、本日の会議を終了いたします。大変お疲れさまでございました。</p> <p style="text-align: center;">（ 閉会宣言 2時50分 ）</p> <p style="text-align: center;">令和3年7月6日</p> <p style="text-align: center;">議 長</p> <p style="text-align: center;">6 番</p> <p style="text-align: center;">7 番</p>
-----	--